

◇◇ 利用料金のご案内 ◇◇

従来型多床室

介護老人福祉施設 第三静光園
令和7年4月1日改正

※所得段階、要介護度別に利用者負担が異なります。

利用者負担段階	対象条件
第1段階	・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が概ね80万円以下の方
第3段階 ①	・市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が概ね80万円超120万円未満の方)
第3段階 ②	・市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が概ね120万以上の方)
第4段階	・上記以外の方

負担項目	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
(1) サービス利用に係る自己負担額(※)	従来型多床室	22,451	24,870	27,392	29,811	32,196	
(2) 食費自己負担額(保険外)	第1段階		9,000				
	第2段階		11,700				
	第3段階①		19,500				
	第3段階②		40,800				
	第4段階		51,000				
(3) 居住費自己負担額(保険外)	従来型多床室	第1段階	0				
		第2段階	12,900				
		第3段階①	12,900				
		第3段階②	12,900				
		第4段階	27,450				
[(1)+(2)+(3)]	従来型多床室	第1段階	31,451	33,870	36,392	38,811	41,196
		第2段階	47,051	49,470	51,992	54,411	56,796
		第3段階①	54,851	57,270	59,792	62,211	64,596
		第3段階②	76,151	78,570	81,092	83,511	85,896
		第4段階	100,901	103,320	105,842	108,261	110,646

※単位は全て円です。30日、負担割合1割の計算となっています。

なお、(1)には「サービス提供強化加算Ⅲ」「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」「夜勤職員配置加算Ⅰ」「介護職員処遇改善加算Ⅱ」「個別機能訓練加算」「科学的介護推進体制加算Ⅱ」の自己負担分も含まれています。